

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業
審査講評

令和2年3月

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会

はじめに

鳥取県（以下「県」という。）は、再生可能エネルギーの長期安定的な供給に向け、老朽化した水力発電所の施設及び設備の抜本的な更新やその後の施設の効率的な運用のため、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を前面に採り入れることで県の利益最大化を図ることを目的としてPFI（コンセッション）方式による鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

本事業の実施に際して、県は、鳥取県営企業の設置等に関する条例第15条第2項及び本事業の実施方針で事業者選定における基本的な方針を次のとおり定めている。

- (1) 運営権設定対象施設の運営を安全かつ確実に実施することができること。
- (2) 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。
- (3) 地域経済の発展に資すること。
- (4) 県の財政の健全化に資すること。

我々は、優先交渉権者選定基準の策定と提案の審査及び評価を職責に、県より委嘱を受け、鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会（以下、「本審査会」という。）の委員として、その任を得た。

本審査会は、本事業の特性や基本的な方針を踏まえ、公正性、透明性及び客観性を持って、最も効率的で適切に水力発電所の運営、整備ができると認められる提案者が県によって優先交渉権者として選定されるよう、その基となる優先交渉権者選定基準を議論の上、策定した。

本審査会は、この優先交渉権者選定基準に基づき、各提案者の提案内容を厳正に審査し、議論を尽くして、最終的な各者の得点と順位を決定したが、その結果及び審査意見を審査講評として本書のとおりとりまとめたので、ここに記す。

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会

委員長 光多 長温
委員長代行 松岡 隆広
委員 浅見 正和
委員 川添 博光
委員 三輪 浩
委員 米田 裕子

1. 審査の概要

(1) 第一次審査及び第二次審査

本事業は、県が公表した募集要項に基づき、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価して選定することの必要性に鑑み、優先交渉権者の選定は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公募型プロポーザル方式により行うこととされた。

本事業への参加に際しては、募集要項に定める参加資格を充足していることが必要であり、この審査は、県において「参加資格審査」として実施された。

本審査会は、県が参加資格の充足を確認した者を対象として、「第一次審査」（県との競争的対話を行うべき者を絞り込むための審査）及び「第二次審査」（県が優先交渉権者を選定するための審査）を実施した。

まず、第一次審査では、業務実績に基づく実施能力や事業の理解度及び検討状況の把握を主眼とした提案を求め、全ての第一次審査参加者に対して、20分間のプレゼンテーション及び40分間の提案内容に対するヒアリングを実施した。

その内容を踏まえ、第一次審査書類を優先交渉権者選定基準に即して審査し、合議により各第一次審査参加者の得点及び順位を決定し、その結果を県に報告した。

次に、第二次審査では、具体的な事業計画に基づく本事業の遂行能力や詳細な実施内容が記載された提案を求め、全ての第二次審査参加者に対して、30分間のプレゼンテーション及び1時間の提案内容に対するヒアリングを実施した。

その内容を踏まえ、第二次審査書類を優先交渉権者選定基準に即して審査し、合議により各第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、その結果を県に報告した。

なお、第一次審査と第二次審査の関係については、優先交渉権者選定基準の制定の際、委員間で協議の上、それぞれ独立した採点を行い、第一次提案審査の得点は第二次提案審査に影響しない取扱いとすることを取り決めており、この取扱いに基づいて審査を行った。

以下の審査結果は、参加者の固有名詞等に左右されない公平な審査を行うため、県が参加資格確認通知に際して固有名詞に代えて付した色による識別記号により、参加者の固有名詞を一切排した上で各審査を実施した上でのものである。また、第二次提案審査では、運営権対価以外の項目の審査を終えた後に、県が優先交渉権者選定基準に記載する計算式に則って点数化した提案価格を加え、その上で最終的な審査結果を決定した。

2. 第一次審査

資格審査の結果、全ての第一次審査参加者が募集要項に示す参加資格要件を満たしていることが確認されたため、これを踏まえ、本審査会においても提出された7提案について第一次提案審査を行った。

(1) 提案項目ごとの審査内容

各提案項目の審査内容は以下のとおりである。

提案項目	審査内容
1 確実な事業遂行体制	
(1) 事業全体方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的に加え、事業特性や実施方針条例の選定基準を踏まえた的確で魅力のある事業方針・コンセプトとなっているか、他の提案項目と整合が取れているかについて審査した。 ・ 県財政の健全化への寄与の視点や再エネ安定供給での視点、コンセッションの捉え方、オプション延長を見据えた方針等、県の方針に合致した事業全体方針が示されている提案を高く評価した。
(2) 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の安定的かつ円滑な事業推進及び適切なマネジメントが期待できる体制が構築されているか、コンソーシアム構成員、事業者から業務を受託又は請負う企業等、事業者に関わる企業について、役割分担が明確化されているかについて審査した。 ・ 県や関係機関との連絡、指揮系統の他、地元に着して運営ができる体制を整えるのかについて示している提案を高く評価した。
(3) 同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価する実績について、優先交渉権者選定基準の「別紙第一次審査提案項目における実績評価の詳細」の採点基準に従い、審査した。
(4) リスクに対する基本的な対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要なリスクが認識されたうえで、事業特性、県の財政健全化への寄与の観点及び事業目的と照らして、合理的なリスク分担の基本的な考え方が提案されているか、事業特性を踏まえた上でリスクに対する負担者や対応方

	<p>針が明確化されているかについて審査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時でのリスク対応が具体的なもの、リスクの対応度合いの深いもの、事後対応だけではなく災害に対する事前認識等が示されている提案を高く評価した。
2 安全かつ確実な事業運営	
(1) 施設の運営維持に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・運営維持の方針が事業の特殊性を十分理解した提案となっているか、具体化が可能な事項については、実現性及び妥当性が備わっているか、第一次提案時点において具体化が可能な事項と、競争的対話以降において検討が必要な事項の選別が妥当かについて審査した。 ・特定目的会社（以下、SPCという）の現地での主体的な運営維持体制の提案度合い、水力発電で必須となる河川管理者との調整にも言及がなされていることや通常時、非常時の適切な体制や具体的な対応が示されている提案を高く評価した。
3 再生可能エネルギーの安定供給	
(1) 施設の再整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備の基本方針が要求水準を十分理解した提案となっているか、具体化が可能な事項については、実現性及び妥当性が備わっているか、第一次提案時点において具体化が可能な事項と、競争的対話以降において検討が必要な事項の選別が妥当か、再整備業務の期間が、妥当な設定となっているかについて審査した。 ・具体の工法や工期短縮に関する提案等の検討の熟度が高い提案を高く評価した。
4 地域経済の発展への寄与	
(1) 県内事業者の参画	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者の参画に配慮がなされているか、県内事業者の参画の確実性が確保されているか、県内事業者がより主体的な立場で事業に関与する方針が示されているか、参画する県内事業者の所得、技術力向上が期待できるかについて審査した。 ・地元企業の関心表明の有無や地元構成員の出資比率が高いものや県内事業者の実質的な関与等が示されている提案を高く評価した。
(2) 地域経済の発展のための	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の発展に寄与する方針が、実現性を備えたうえ

方針	<p>で、魅力のあるものとして示されているかについて審査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内への経済的な貢献に関する方針や、鳥取県内人材の活用方針が、実現性を備えたうえで、意欲的・積極的なものとして示されている提案を高く評価した。
5 県の財政健全化への寄与	
(1) 事業収支計画に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支計画作成に必要となる主要条件が、具体性、確実性を備えたうえで示されているかについて審査した。 ・収支シミュレーションの実施や発電所ごとの目標電力量の算定、配当水準等が示されている提案を高く評価した。

(2) 第一次審査参加者の採点結果

提案審査に基づく第一次審査参加者の採点結果は、以下のとおりである。なお、第一次審査提案項目ごとに審査の視点に挙げた事項を考慮した上で、それぞれ11段階で評価を行うものとし、第一次審査提案項目ごとに定められる配点に評価に従う係数を乗じて評価点（端数は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで）を求めた。なお、1
 (3) 同種・類似業務の実績については、優先交渉権者選定基準の「別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細」の採点基準に従った採点による評価点としている。

項目（配点）	第一次審査参加者						
	赤	青	緑	黄	紫	白	紺
1 確実な事業遂行体制に関わる審査事項							
(1) 事業全体方針 (6.5)	3.9	3.9	5.2	3.3	4.6	2.6	2.6
(2) 事業実施体制 (10.0)	6.0	8.0	9.0	5.0	6.0	3.0	4.0
(3) 同種・類似業務の実績 (13.5)	9.0	9.0	9.8	11.3	9.8	6.0	9.0
(4) リスクに対する基本的な対応方針 (15.0)	4.5	9.0	13.5	9.0	10.5	6.0	4.5
2 安全かつ確実な事業運営に関わる審査事項							
(1) 施設の運営維持に関する基本方針 (10.0)	5.0	7.0	8.0	6.0	8.0	4.0	4.0
3 再生可能エネルギーの安定供給に関わる審査事項							
(1) 施設の再整備に関する基本方針 (10.0)	4.0	7.0	7.0	9.0	7.0	3.0	2.0
4 地域経済の発展への寄与に関わる審査事項							
(1) 県内事業者の参画 (15.0)	12.0	9.0	15.0	9.0	7.5	6.0	4.5
(2) 地域経済の発展のための方針 (10.0)	6.0	7.0	9.0	5.0	4.0	5.0	4.0
5 県の財政健全化への寄与に関わる審査事項							
(1) 事業収支計画に関する基本方針 (10.0)	5.0	8.0	8.0	7.0	6.0	5.0	2.0
合計 (100.0)	55.4	67.9	84.5	64.6	63.4	40.6	36.6
順位	5位	2位	1位	3位	4位	6位	7位

(3) 第一次審査順位の決定

本審査会において、(2)の採点結果をもとに、合計点数の高いものから順位を決定した。

3. 第二次審査

第一次審査通過者（1位から4位）から提出された第二次審査書類について、本審査会において提案審査を行った。

（1）提案項目ごとの審査内容

各提案項目の審査内容は以下のとおりである。

提案項目	審査内容
1 確実な事業遂行体制	
(1) 事業全体方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的に加え、事業特性や実施方針条例の選定基準を踏まえた的確で魅力のある事業方針・コンセプトとなっているか、他の提案項目と整合が取れているかについて審査した。 ・ 事業方針・コンセプトが分かりやすいもの、他の提案項目との一貫性が確認できるもの、水力発電所の豊富な開発・運営実績に裏付けられたもの、安心・安定感のあるもの、長期の運営への意欲等を高く評価した。
(2) 事業実施体制、職員の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンソーシアム構成員、事業者から業務を受託又は請け負う企業等、事業者に関わる企業について、役割分担が明確化されているか、事業統括責任者、必要とされる有資格者、技術者等の配置方針が妥当であり、その配置が、継続的かつ確実に見込めるか、指揮命令系統が明確化されており、事業の適切なマネジメント及び安定的かつ円滑な推進が期待できる体制が構築されているか、事業の安定かつ円滑な推進に資する、セルフモニタリングの方法・内容が提案されており、その効果に期待ができるかについて審査した。 ・ 代表企業が保有する議決権に裏付けられたガバナンスが期待できるもの、県内企業による議決権保有割合が高いもの、有資格者の配置が確実に見込めるもの、SPCの配置職員が妥当であるもの、指揮命令系統が的確であるもの、セルフモニタリングが具体的であるもの等を高く評価した。
(3) 収支計画及びリスク対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達の確実性が認められるか、具体性と実現性が確

<p>方策</p>	<p>保された資金調達計画となっているか、事業者の経営に多大な影響を与える可能性のあるリスクが認識されているか、当該リスクを顕在化させないためのリスク対応策（保険の付保等を含む）について、具体的かつ合理的な提案がなされているか、事業者の経営の安定性が確保されているとともに、事業者の経営が悪化した場合における事業継続のための方策について、具体的かつ効果的な提案がなされているかについて審査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関との協議が進捗し資金調達の確実性が高いものの、充実したストレステストの実施により収支計画の安定性を検証しているもの、コンソーシアム構成員の出資と外部借入の比率に鑑み構成員の事業に対する高いコミットメントが期待できるもの、また、不可抗力発生時の土木構造物の復旧費用等の事業者負担額が高いもの等を高く評価した。
<p>(4) 事業スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な許認可や運営維持のための準備など事業開始に向けたポイントが網羅されるほか、河川や自然環境の特性に応じた適切な工期設定等、事業遂行の確実性のあるスケジュールが示されているか、発電停止期間の短縮化や運営維持業務の円滑な引き継ぎなど、県の負担軽減に配慮されているか、運営維持や事業終了時のスケジュールは、安全確実に長期安定的な再生可能エネルギーの供給及び県の負担軽減に資する内容となっているかについて審査した。 固定価格買取制度（以下、FITという）の事業認定申請までのスケジュールが短いもの、発電停止期間が短いもの、県の業務受託期間が短いもの、出水期の考慮や工事遂行上のリスクを考慮した効率的な工程となっているもの、オプション延長の行使、非行使について具体的に検討し県の負担軽減に配慮していることや50年間の運営を前提にして長期スケジュールを具体的に検討した提案等を高く評価した。
<p>2 安全かつ確実な事業運営</p>	
<p>(1) 関係者との調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県が継続する業務に対する理解が妥当であり、これを踏まえた運営維持業務が設定されているか、運営維持業務

	<p>を実施するにあたり、調整・連携すべき関係者を正しく理解できており、当該関係者との調整・連携方法が具体的であるかについて審査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が継続する業務に対する積極的な協力を提案しているもの、地域・住民等との積極的な関与の姿勢を示し、調整・連携すべき関係者を網羅的に適切な役割を示しているもの等を高く評価した。また、その調整・連携の体制・方法が安全性の確保のための具体的関与が示されているもの等を高く評価した。
(2) 通常時の運営維持	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時の運営維持体制が妥当であり、安定的かつ円滑な運営維持が期待できるか、運転管理・監視に係る計画、巡視・点検計画、ダム運用計画等、運営維持に必要な各種計画における重要事項を理解しており、その重要事項に対する方針が妥当であるか、各種計画が具体的でありかつ妥当であるかについて審査した。 ・県のダム操作規程等の要求水準を踏まえ、SPCと委託先の指揮命令系統を含む運営維持の体制が妥当であるもの、人員配置などが効率的なもの、充実した体制である等運営が安定的なもの、バックアップ体制が整っているもの等を高く評価した。
(3) 非常時の運営維持	<ul style="list-style-type: none"> ・注意時、警戒時及び洪水期における体制が妥当であるか、洪水期のダム運用と、ダム放流時において留意すべき点が妥当であるか、渇水時における対応が具体的かつ妥当であるか、事故・緊急時における対応が具体的かつ妥当であるかについて審査した。 ・非常時を具体的に分類・想定し、当該想定に基づき運営維持体制を計画しているもの、非常時におけるバックアップ体制が提案されているなど安全なダム運用に細心の配慮を払っているもの、ダム流入予測システム等特別なシステムを導入するもの、災害発生時において対象施設や地域の特徴を踏まえて具体的な提案を行っているもの等を高く評価した。
(4) 長期の保全・更新投資計画	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で実効性のある計画となっているか、施設の長寿命化に資する計画となっているか、事業期間（オプショ

	<p>ン延長期間を含まない) 中の計画が妥当なものとなっているかについて審査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの設備について更新保全の取組が記載されており、その内容も事業計画に組み込まれているもの、事業期間内に適切な更新投資が計画されているもの、発電所の特性を踏まえた配慮がされている等、具体的であることや、長寿命化を意図した投資計画になっている提案を高く評価した。
3 再生可能エネルギーの安定供給	
(1) 小鹿第一発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化に資する更新工事の範囲と内容が提案されているか、具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているかについて審査した。 ・F I T認定に必要な工事範囲、具体的な工法が監督官庁との協議を踏まえ整理された旨の記載があり、改修範囲の広い計画、計画の熟度、確実性が高い提案を高く評価した。 ・工事内容が調査に基づく具体的で詳細な計画であることや、地形改変を回避する等工事場所の環境保全に配慮した計画になっている提案を高く評価した。
(2) 小鹿第二発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化に資する更新工事の範囲と内容が提案されているか、具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているかについて審査した。 ・F I T認定に必要な工事範囲、具体的な工法が監督官庁との協議を踏まえ整理された旨の記載があり、改修範囲の広い計画、計画の熟度、確実性が高い提案を高く評価した。 ・仮設ヤードが具体的に特定されており、計画の具体性、実行性があり、また、工事現場へのアクセスについて、安全確保や環境保全、地域住民への配慮が見られる提案を高く評価した。
(3) 日野川第一発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化に資する更新工事の範囲と内容が提案されているか、具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているかについて審査した。 ・F I T認定に必要な工事範囲、具体的な工法が監督官庁

	<p>との協議を踏まえ整理された旨の記載があり、改修範囲の広い計画、計画の熟度、確実性が高い提案を高く評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の河川に接する擁壁を活かす整備計画や、河川環境保全と工期短縮に向けた具体性があり、また、工事現場へのアクセスや騒音対策、濁水処理について、地域住民への配慮が見られる提案を高く評価した。
4 地域経済の発展への寄与	
(1) 地域経済の発展のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内への経済的な貢献が、定量的に示されており、実態を加味したうえで、高い水準となっているか、経済的な貢献を行うために必要となる方策が、具体的であり、実効性を備えているかについて審査した。 ・義務事業又は任意事業において、県内への経済的な貢献が明確に算定され、直接的な経済効果が大きく、モニタリングの具体的な方策が示されている提案を高く評価した。
(2) 地域資源の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの県内在住職員（本事業の実施のために県内に在住することになる職員を含む）を雇用・活用する方策が示されているか、現県内人材に対するノウハウ伝承のための方策が具体的に示されているか、地元資材をより多く活用する方策が具体的に示されているかについて審査した。 ・幅広い専門性を有する人材の育成やその育成方法の実行性が高い提案を高く評価した。 ・地元資材の想定活用額が、根拠となる各資材の数量等と共に積極的に提案されているものを高く評価した。
(3) 独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の取組は本事業及び県の魅力向上に寄与するものとなっているか、独自の取組実現のための具体的な方策が示されているかについて審査した。 ・民間事業者の創意工夫が活用され、かつ新規性の高い取組が幅広い事業分野において提案されているものを高く評価した。

5 県の財政健全化への寄与																	
(1) 運営権対価	<p>・評価対象運営権対価の提案価格を以下のとおり点数化して審査した。</p> <p>(評価点) $= (\text{提案価格}) / (\text{最高提案価格}) \times (\text{配点})$ </p> <p>結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>提案価格</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青</td> <td>16,500,000 千円</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>14,300,000 千円</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>11,100,000 千円</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td>紫</td> <td>12,300,000 千円</td> <td>55.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出された点数の端数は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする) ※最高提案価格: 有効な第二次提案書の中で最高となる評価対象運営権対価</p>		グループ	提案価格	評価点	青	16,500,000 千円	75.0	緑	14,300,000 千円	65.0	黄	11,100,000 千円	50.5	紫	12,300,000 千円	55.9
グループ	提案価格	評価点															
青	16,500,000 千円	75.0															
緑	14,300,000 千円	65.0															
黄	11,100,000 千円	50.5															
紫	12,300,000 千円	55.9															

(2) 第二次審査参加者の採点結果

提案審査に基づく第二次審査参加者の採点結果は、以下のとおりである。なお、第二次審査提案項目ごとに審査の視点に挙げた事項を考慮した上で、それぞれ11段階で評価を行うものとし、第二次審査提案項目ごとに定められる配点に評価に従う係数を乗じて評価点(端数は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで)を求めた。その他、「運営権対価の額」については上記の表に記載の方法に基づき採点を行った。

項目（配点）	第二次審査参加者							
	青	緑	黄	紫	青	緑	黄	紫
1 確実な事業遂行体制に関わる審査事項								
(1) 事業全体方針（5.0）	B	4.0	B-	3.5	C	2.5	C+	3.0
(2) 事業実施体制、職員の配置方針（20.0）	B-	14.0	C+	12.0	C	10.0	C+	12.0
(3) 収支計画及びリスク対応方策（20.0）	B	16.0	C	10.0	C+	12.0	B	16.0
(4) 事業スケジュール（15.0）	B	12.0	C+	9.0	C+	9.0	C+	9.0
2 安全かつ確実な事業運営に関わる審査事項								
(1) 関係者との調整（10.0）	B	8.0	C	5.0	C+	6.0	B-	7.0
(2) 通常時の運営維持（12.0）	B	9.6	C+	7.2	C	6.0	C+	7.2
(3) 非常時の運営維持（23.0）	B-	16.1	C+	13.8	C+	13.8	B	18.4
(4) 長期の保全・更新投資計画（15.0）	B	12.0	C	7.5	C+	9.0	C+	9.0
3 再生可能エネルギーの安定供給に関わる審査事項								
(1) 小鹿第一発電所の再整備業務計画（15.0）	B-	10.5	C+	9.0	C	7.5	C+	9.0
(2) 小鹿第二発電所の再整備業務計画（15.0）	B	12.0	B-	10.5	C	7.5	C+	9.0
(3) 日野川第一発電所の再整備業務計画（15.0）	B-	10.5	B-	10.5	C+	9.0	C+	9.0
4 地域経済の発展への寄与に関わる審査事項								
(1) 地域経済の発展のための方策（37.0）	B-	25.9	C+	22.2	C+	22.2	B-	25.9
(2) 地域資源の活用方針（13.0）	B-	9.1	C+	7.8	C+	7.8	C+	7.8
(3) 独自の取組（10.0）	B-	7.0	C+	6.0	C+	6.0	B-	7.0
5 県の財政健全化への寄与に関わる審査事項								
(1) 運営権対価（75.0）		75.0		65.0		50.5		55.9
合計（300.0）		241.7		199.0		178.8		205.2
順位		1位		3位		4位		2位

（3）第二次審査順位決定

本審査会において、（2）の採点結果をもとに、合計点数が最も高いものから順位を決定した。

4. 総括

本事業は日本初となる水力発電施設コンセッションということもあり、合計7グループの参加があり、本事業に対する産業界の非常に高い関心、暑い熱気を感じる中での審査であった。

第一次審査、その後の第二次審査を行ってきたが、我々の出した結論は、第一位青グループ、第二位紫グループとする評価結果である。

以上の結果ではあったが、本事業に参加のあったいずれのグループも、その発想力には目を見張るものがあり、いずれの提案も再生可能エネルギーの安定供給や安全確実な事業運営、さらには地域経済発展への積極的な寄与などについて、民間の創意工夫が随所にみられる素晴らしい内容であった。

このような素晴らしい提案づくりに係る各グループの高い技術力、提案力を改めて高く評価するとともに、そのとりまとめにあたって携わった多くの方々の並々ならぬご労苦に心より敬意と感謝を申し上げたい。

結びに、第一位の提案者となった青グループには、優先交渉権者となり本事業を推進することとなった際には、別紙の内容にも十分留意の上、再生可能エネルギーの長期安定供給、地域経済の活性化など、提案を踏まえた取組の実行を求めるとともに、本事業を通じて鳥取県がさらに発展していくことを願う。

【別紙】本審査会からの補足意見

(1) 地元地域の活性化に関する取組の実現について

- ・本事業の目的を踏まえ、常に地域のことを第一に考えた事業運営を期待する。
- ・地域経済貢献・県内活性化に関しての提案事項は確実に実現してもらいたい。そのために地元に対する業務発注或いは県内資材活用については提案以上の取組を期待する。また、地域経済の活性化への寄与の観点から適切な発注がなされることを求めたい。
- ・地域経済の発展のための方策等は、県と十分に協議した上で、堅実な事業展開を求める。
- ・県外のノウハウ活用については、地域との共生を意識した取組を期待する。

(2) 安定的な実施体制と誠実な対応について

- ・経営体制、出資体制、人員体制について、将来的に地元に移行する提案であったが、事業の安全性、安定性を第一に考えた体制による事業運営を求める。
- ・提案にはさらに議論の上、実行内容を詰めていくべきものも見受けられたことから、齟齬が生じないよう事業実施にあたり県と十分に協議を行われたい。